

受理年月日	平成31年 2 月 15 日	所管委員会	第 2 委員会
番 号	3 1 年 陳 情 第 3 号		
件 名	福祉乗車証（地下鉄無料パス）の存続等について		
陳 情 者	早良区次郎丸三丁目 30-7-502 福岡肢体障害者の会 障害者の生活と権利を守る福岡県連絡協議会 会長 石松 周		
分割送付	なし		
要 旨	<p>市は、重度障がい者の社会参加の手段である移動する権利を奪うことを強行しようとしています。市は、長年にわたって重度障がい者に対し、市営地下鉄の無料パスである福祉乗車証を交付し、重度障がい者の移動を支援し、社会参加を促してきました。ところが、当事者である障がい者に十分な説明もなく突然、交通用福祉 I C カードへの統廃合が計画され、平成32（2020）年10月より実施することとしています。</p> <p>交通用福祉 I C カードは、年間の上限が 1 万2,000 円の補助制度です。重度障がい者は、単独行動は困難です。移動にはガイドヘルパー等の介助者が必要です。障がい者本人だけではなく、介助者分の負担を強いられます。重度障がい者の多くは年間100万円未満の年金収入で生活しています。この施策変更は、重度障がい者の外出、社会参加活動を大きく後退させることとなります。</p> <p>常日ごろより市長は、障がいのある人もない人も共に生きるユニバーサル都市・福岡を唱えています。しかしながら、福祉乗車証の廃止は、重度障がい者の社会参加を阻む社会的障壁をなくしていくのではなく、逆に社会的障壁をつくり出すことにほかなりません。弱い者、声を上げることのできない者への必要な支援を削減することは許されることではありません。重度障がい者が社会活動に主体的に参加することは、移動の保障及び介助者の支援なしには実現しません。</p> <p>よって、以下の事項を陳情します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉乗車証（地下鉄無料パス）を存続すること。 2. 障がい程度 B の療育手帳所持者まで制度の対象を拡大すること。 3. 精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者まで制度の対象を拡大すること。 		

2019年2月15日

福岡市議会議長
川上 晋平 様

陳情人

石松 周

(福岡肢体障害者の会・障害者の生活と権利を
守る福岡県連絡協議会 会長)

[Redacted content]



連絡先：〒814-0165 福岡市早良区次郎丸 3-30-7-502
メール； [Redacted] 石松携帯 [Redacted]

「福祉乗車証 (地下鉄無料パス)」の存続を (陳情)
(重度障がい者(身体・知的・精神)の社会参加を奪わないで!!)

福岡市は、重度障がい者の社会参加の手段である移動する権利を奪うことを強行されようとしています。

福岡市は長年にわたって重度障がい者に対し、市営地下鉄料金については、「福祉乗車証（地下鉄無料パス）」を交付し、重度障がい者の移動の支援、社会参加を促してきました。

ところが当事者である障がい者に十分な説明もなく突然「交通用福祉 IC カード」に統廃合が計画され、平成 32（2020）年 10 月より実施することとしています。

「交通用福祉 IC カード」は年間、上限 12,000 円の補助制度です。重度障がい者は、単独行動は困難です。移動にはガイドヘルパー等、介助者が必要です。障がい者本人だけではなく介助者（ガイドヘルパー等）の負担を強いられます。これでは重度障がい者の外出・社会参加活動を大きく後退させられることとなります。

重度障がい者の多くは年間 100 万円未満の年金収入で生活しています。この施策変更は、重度障がい者の社会参加を大きく後退させることになると危惧いたします。

常日頃より、高島市長は「障がいのある人もないひとも共に生きるユニバーサル都市福岡」を唱えています。しかしながら、「福祉乗車証（地下鉄無料パス）」の廃止は、重度障がい者の社会参加を阻む社会的障壁を無くして行くのではなく、逆に社会的障壁を作り出す事に外なりません。弱い者、声を上げることの出来ない者への必要な支援を削減することは許されることではありません。

重度障がい者が社会参加活動に主体的に参加するためには、移動の保障および介助者の支援なしには実現しません。

よって、以下の事項を陳情いたします。

陳情事項

1. 「福祉乗車証（地下鉄無料パス）」の存続をすること。
2. 知的障害者手帳 B まで制度拡大すること。
3. 精神保健福祉手帳 2 級まで制度拡大すること。